

**令和8年度外国人との共生社会の実現に向けた地域課題解決等支援事業費補助金
交付要領**

(趣旨)

第1条 県の交付する令和8年度外国人との共生社会の実現に向けた地域課題解決等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の交付の目的、交付対象事業、交付の相手方及び交付額は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

交付の目的	交付対象事業の内容	交付の相手方	交付額
日本人と外国人が同じ地域で共に暮らす上での課題やニーズの解決等に取り組むことで、地域における外国人との共生社会の実現を図る。	外国人住民の増加に伴い生じた地域課題の解決等を図る取組又は増加する外国人住民の活躍によって今日的な地域課題の解決等を図る取組に要する経費 (謝金、印刷費、旅費、通信費、賃借料、委託費、消耗品費、食糧費、補助金(市町を補助事業者とする間接補助金に限る。)等)	1 市町 2 市町国際交流協会その他の法人又は行政機関、地域住民、企業等から構成される団体で、代表者の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有するもの	1つの取組につき、補助対象経費の10分の10以内で300,000円を上限として知事が別に定める額

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する資料は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
令和8年度外国人との共生社会の実現に向けた地域課題解決等支援事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	1 事業計画書 2 収支予算書	様式第1号 様式第2号	1 1	知事が別に定める日

(交付の条件)

第4条 規則第6条の規定による交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更(次条の軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を得ること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業者が市町である場合に、間接補助事業者に補助金を交付するときは、前3号に定めるものに準ずる条件を付すこと。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の20パーセント以上の変更をすること。ただし、交付決定額に変更の生じないものを除く。
- (2) 補助事業の内容を変更すること。ただし、補助事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(様式第3号)並びに変更後の事業計画書(様式第1号)及び収支予算書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
令和8年度外国人との共生社会の実現に向けた地域課題解決等支援事業費補助金に係る事業状況報告書	規則の別記様式第2	1	1 実施状況書	様式第4号	1	令和8年10月30日

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
令和8年度外国人との共生社会の実現に向けた地域課題解決等支援事業費補助金に係る実績報告書	規則の別記 様式第2	1	1 実施結果書	様式第4号	1	補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月30日のいずれか早い日
			2 収支決算書	様式第5号	1	
			3 証拠書類	—	1	

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
令和8年度外国人との共生社会の実現に向けた地域課題解決等支援事業費補助金交付請求書	規則の別記 様式第4	1	1 交付決定通知書の写し	—	1	知事が別に定める日
			2 額の確定通知書の写し	—	1	

附 則

この要綱は、令和8年3月19日から適用し、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定をした補助金については同日後もその効力を有する。